

# 「これからの千葉県内水道について（提言）」に関する意見 （ディスカッション・ペーパー）

県内水道経営検討委員会委員 太田 正

## 1 運営基盤の強化と県内格差の是正

今日、求められる新たな広域化政策の目的は、運営基盤（経営基盤+技術基盤）の強化にあるが、そこにおいては、全事業体に共通する課題とともに、各事業体の内外の条件や環境に応じて異なる課題が並存している。同じ運営基盤の強化ではあっても、その意味するところが何かを明確にする必要がある。

たとえば、前者の例として、災害時の相互支援、水資源の相互融通、健全な水循環を目指す流域管理などがあり、後者の例としては、とくに中小事業体が抱える差し迫った課題としての経営・技術の脆弱性などがある。このように運営基盤をめぐっては、その対象に応じた異同性がみられる。

千葉県内においても運営基盤をめぐっては、各水道事業体間に、その置かれた条件や環境の相違によって差異が存在している。とくに県営水道とその他の事業体とは、利用者（住民）の側から見ても、将来にわたり同列に扱うことができない大きな差異が形成されている。

問われるべきは、こうした差異が地域の特性として受容すべき「差異」なのか、何らかの措置により是正されるべき「格差」なのか、ということである。水道は県民生活にとって基礎的なサービスであることを考えると、そのような水道サービスとそれに伴う費用負担の水準が、県民相互の許容範囲を超えるような格差となる場合には、明らかに是正されるべき格差といえよう。

是正されるべき格差が認められる場合には、是正すべき対象と範囲を明確にするとともに、技術・経営・財政の総合的な視点から、格差是正の合理的かつ効果的な手段と方法が示されなければならない。具体的には、この点において優位に立つ県営水道の水準に、その他の事業体の水準をできる限り近づけていく方向で平準化を図ることである。このことは県営水道の事業主体が広域自治体としての県であることから当然といえる。

## 2 事業の組織形態と責任の分任関係

水道事業をめぐり事業の組織形態と責任の分任関係とは、結果として重複する場合があるものの、本来は次元の異なる性格のものであり同一ではない。たとえば、広域的自治体である県が、市町村のエリアを超える水源確保と用水供

給に主として責任をもち、基礎的自治体である市町村が末端給水に主として責任をもつとしても、このことは垂直統合を否定することを意味しない。

もしも垂直統合が、総合的水管理や運営基盤強化に有効であるならば、これを積極的に推進すべきである。ただし、これにより事業組織が垂直的に統合されたとしても、そこにおける責任分任関係までもが一律に一元化されるわけではない。すなわち、垂直統合組織における県と各市町村の関与と責任の関係については、多様なパターンの展開が考えられる。たとえば、東京都のように県が一元的な責任を担う可能性(ただし都区制度という特殊性がある。)もあれば、企業団(または広域連合企業団)を設立し、その構成団体に県および市町村が加わる可能性もある。あるいは行政委託や協議会設置などにより、より緩やかな形で相互の関与や責任を形成する可能性もある。

このように事業の組織形態と責任の分任関係はそれぞれに多様であり、したがって相互の組み合わせも多様というべきである。補完性の原理と近接性の原則にもとづく県と市町村の役割(責任)分担の関係は、必ずしも画一的な形で特定のパターンに収斂されるものではない。とくに注意すべきことは、役割(責任)分担論を硬直的に捉えて、県か市町村かという二者択一的な関係に単純化しないことである。水道事業における両者の関係を重層的な協働関係として捉え直し、水道サービスの供給責任を合理的に分任することが求められる。

### 3 県営水道のあり方

県営水道のあり方を考える上で考慮すべき基本的事項は、「垂直・水平統合の合理性」「県内格差の是正」「県・市町村の役割(責任)分担」という3点である。先ず「垂直・水平統合の合理性」であるが、県営水道は、県内において給水人口・給水量の5割を占めるだけでなく、全国的にも屈指の規模を誇り、そうしたスケールメリットと東京都に隣接する地理的メリットを生かし、経営・技術の両面において良好な成果を挙げている。したがって、現時点で考える限り、県営水道における垂直・水平統合の合理性は確保されていると考えられる。

次の「県内格差の是正」については、県営水道が前述のスケールメリットと地理的メリットを活かすことにより、経営的にも技術的にもその他の県内事業体と比べ明らかに優位に立つ恵まれた地位を確保していることである。このことが結果として格差を生じさせているわけだが、こうした事態の下で、県営水道の事業主体であり、全県に責任を負う立場でもある県に対して、適切な格差是正の措置を求める声が高まりつつある。厳しさを増す県財政の実情を勘案するならば、県営水道の比較優位性を県内水道全体が共有することが望ましい。

最後の「県・市町村の役割(責任)分担」については、統合の合理性(現在の事業組織)を維持したうえで、重層的な協働関係を形成していくことが求められ

る。現在は、基礎的自治体である給水エリア市町村は水道事業に関与しておらず、すべてを県営水道（県）に委ねている。しかし、まちづくりの観点からも、また水管理のあり方としても、市町村の関与がゼロという現状は見直されてしかるべきである。県営水道の経営に対する市町村の参画が求められる。

以上の視点にもとづいて、県営水道は、垂直・水平統合された事業組織を維持しつつ、当面は現行の県営形態を継続とするも、給水エリア市町村の経営参画を進めることが望ましい。そのための手法として、行政委託方式または協議会方式が考えられるが、併せて経営参画の範囲と内容を具体的に確定することが必要となる。そのうえで、将来的には、県および市町村を構成団体とする広域行政機構（企業団または広域連合企業団）に移行していくことが望ましい。

#### 4 県内水道の統合・広域化の方向性

県内水道の統合・広域化のあり方として、スケルトン（案）では、「県内水道の1事業体化をめざし、将来的には首都圏水道の実現を指向」することが明記されており、その理由として「スケールメリットを活かした経営の効率化」と「水平統合と垂直統合の双方の効果の期待」が説明されている。また、具体的なその進め方として、県営水道を核とした用水供給事業体の水平統合とともに、県営水道エリア等における末端給水事業体の統合が提起されている。

これは、水道広域化の終着点を具体的に示すことにより、これまで不明確であったランドデザインを明らかにしたものであるが、あわせて、そこに至るまでのシナリオ（手順）を具体的に示したものとして評価できる。ただ、「首都圏水道の実現」という提起は、水道事業単独で自己完結できるテーマでないことは明らかなので、流域（水系）管理の理念と目的を示す必要がある。

そのような理念と目的に照らし合わせて、流域管理の体制と主体を明確にするとともに、そこにおける水道事業の位置と役割を示していくことが必要である。こうした流域管理システムの下で、改めて首都圏水道構想の可能性と有効性について具体的な検証がなされなくてはならないと考えられる。

以上